

第9回議会制度研究会 令和8年2月9日（月）

○畠山晋一座長 ただいまから第9回議会制度研究会を開会いたします。

加藤委員は本日欠席でございますので、御報告いたします。

会議に先立ち、本日の議会運営委員会で報告があったとおり、本日より、津上委員及び福田委員に替わり、いたい委員及び高橋委員が構成員となりましたので御報告いたします。また、1人で構成する会派等から交代で出席する委員が3名となりますので、御承知おきください。

参考に議会制度研究会構成表をおつけしておりますので、御確認ください。

まず、副座長の辞任を議題といたします。中塚副座長にはしばらくの間、御退室をお願いいたします。

〔中塚副座長退室〕

○畠山晋一座長 中塚副座長より辞任願が提出されております。書記に朗読させます。

○岡本書記

辞 任 願

今般、一身上の都合により、議会制度研究会副座長を辞任いたしたいので、許可されるようお願いいたします。

令和8年1月26日

議会制度研究会

副座長 中塚さちよ

議会制度研究会座長宛て

○畠山晋一座長 それでは、お諮りいたします。

ただいまの辞任願を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○畠山晋一座長 異議なしと認めます。よって副座長の辞任を許可することに決定いたしました。

除斥の議事が終了いたしましたので、中塚前副座長の再出席を求めます。

〔中塚前副座長入室〕

○畠山晋一座長 それでは、中塚前副座長より退任の御挨拶がございます。

○中塚さちよ前副座長 このたび副座長を退任させていただくことになりましたが、引き

続きこの研究会で皆様とともに議論を尽くしてまいりたいと思います。今後ともよろしく  
お願いいたします。

○畠山晋一座長 以上で挨拶は終わりました。

次に、副座長が欠けているため副座長の選出を行いたいと思います。

副座長は第2会派から選出することに決まっておりますが、公明からの御推選をお願い  
いたします。

○いたいひとし委員 公明党からは高橋委員を副座長に推選したいと思います。

○畠山晋一座長 ただいま推選のあった高橋委員を副座長に選出することでよろしいで  
しょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○畠山晋一座長 異議なしと認め、高橋委員を副座長に選出することが決定されましたの  
で、高橋委員におかれましては副座長席に御着席願います。

〔書記・プレート交換〕

〔副座長着席〕

○畠山晋一座長 早速ですけれども、高橋副座長より挨拶をお願いします。

○高橋昭彦副座長 ただいま御推挙いただきました高橋でございます。畠山座長を補佐  
し、活発な議事運営に努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

○畠山晋一座長 よろしくお願いいたします。

それでは、1 検討項目の協議に入ります。本日は現在協議中の項目について結論を出し  
たいと思います。

まず、(1)ハラスメント条例の実効性確保に向けた検討及び(2)人材育成、環境整備、ハ  
ラスメント対策等、改正候補者男女共雇用均等法に基づく議会としての取組みを一括して  
議題といたしますが、前回の協議経過について、まず事務局より報告願います。

○水谷区議会事務局次長 まず、ハラスメント対策についてですけれども、対象の拡大に  
ついては、賛成の意見と、まだ議論が必要という意見に分かれていました。また、第三者  
性を担保した相談調査体制の整備については、議会の自律性が損なわれる、既存の相談機  
関を利用すればよいなどの反対意見と、客観性が確保されるなどの賛成意見に分かれてい  
ました。一方、研修につきましては、実施回数を増やすことで意見が一致しておりました。

次に、育児や介護等と公務の両立に資する環境整備についてですけれども、視察先など

相手があることなので難しい、議員個人で対応すべきなどの反対意見と、具体的な支援内容を検討する必要があるなどの賛成意見に分かれていました。

なお、本日出席していない会派から特段御意見をいただいております。

○畠山晋一座長 まず、ハラスメントの研修については、皆様から、実施回数を増やすということで意見が一致しておりますが、こちらはこれでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○畠山晋一座長 次に、ハラスメント条例の対象拡大、第三者性を担保した相談調査体制の整備、また、育児や介護等の公務の両立に資する環境整備については意見が分かれていましたが、改めて皆様のほうで御意見がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○畠山晋一座長 それでは、本件につきましては、さっきお話ししましたように、条例の実効性の担保に向けて研修の実施回数を増やすということでまとめたと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○畠山晋一座長 それでは、本日出席していない会派の御意見を伺った上で、次回正式に決定をしたいと思います。ありがとうございました。

次に、(3)区内の政党・政治家ポスター掲示の自粛についてを議題といたしますが、前回の協議経過について、事務局より報告願います。

○水谷区議会事務局次長 景観維持の観点から、許可、無許可を問わずポスター掲示を自粛するという意見と、区議会議員のみを対象としても実効性が伴わない、政治活動の自由を憲法で保障されている、区民相談のきっかけとなるなどの理由から慎重な議論が必要といった意見に分かれていました。また、無許可でのポスター掲示はすべきでないとの意見で一致していましたが、議会としての宣言や区民への周知を行うという意見や、既にルールがあるので条例等による対応は必要ない、違法行為を禁止するという内容では決議としてなじまないなどの意見がございました。

なお、本日出席していない会派から特段意見はいただいております。

○畠山晋一座長 まず、許可、無許可問わずに全てのポスターの掲示を自粛するという点については意見が分かれています。改めて、このことについて皆様の方で御意見がありましたら、どうぞ。

○いたいひとし委員 初めての参加でとんちんかんだったらお許してください。許可を取る

というのはもう本当に当たり前のことなので、そこはやっぱり全委員、異論のないところではないかと思います。そこはぜひ何らかの形で反映していただきたいと思います。

○畠山晋一座長 今回のいたいさんの意見は、全ての人がポスターを貼るに際しては必ず許可を取るようにならねといったことは、同じ意識、同じ考え方、同じ取るべき行動であるということで、共通認識と考えてよろしいですか。では、ポスターを貼る際には必ず許可を取りましょと、みんなで手つなぎましょみたいな感じの話ですけれども、そうといったことをお願いします。

一律自粛するということについては、まとまらないということでもいいですよ。やっぱり政治活動については万人が認められているところのはずですよ。全員貼らないということはやらないということでもよろしいですね、それは。

次に、無許可ポスターを掲示すべきではないということは一致していますので、その対応について、ほかに皆さんのほうで意見が何かありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○畠山晋一座長 では、意見がないということですので、ポスターを貼るときには必ず許可を取ってくださいということを共通の認識の下で、無許可での掲示は行わないなど、法律等にのっとり各議員の責任において適切に対応するというのでいかがでしょうか。今の言葉でまとめるということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○畠山晋一座長 御異議なしと認め、本日、出席していない会派の御意見も伺った上で、次回正式に決定したいと思います。よろしく願いいたします。

次に、(4)姉妹都市交流事業における議員派遣のあり方についてを議題といたしますが、前回の協議経過について、事務局より報告を願います。

○水谷区議会事務局次長 本件につきましては、現行どおりとするとの意見と、経費縮減のため派遣人数や飛行機のクラス等を見直すという意見に分かれていました。また、近隣都市の視察を行うという意見もございました。

なお、こちらにつきましても、本日出席していない会派から特段御意見はいただいておりません。

○畠山晋一座長 ほかの会派からもないということで、本件について意見が分かれておりますが、改めて御意見などがありましたら、どうぞ。よろしいですか。

本件については、議会制度研究会での議論も踏まえて、例えば次回、令和9年、来年バ

ンバリーに行く予定ですが、この姉妹都市交流事業の実施時に改めてみんなで検討するということでもとめたいと思いますが、御異議なしでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○畠山晋一座長 御異議なしと認めます。それでは、本日出席していない会派の御意見を伺った上で、次回正式に決定したいと思います。

以上で1 検討項目の協議を終了いたします。

次に、2 検討項目の協議（新規の項目）に入ります。まず、(1)区議会のDXについて、オンラインによる議会出席の制度化についてを議題としたいと思います。

まず、提案会派より、改めて検討項目について説明をお願いします。

○そのべせいや委員 モニターの活用について、まずお話をさせていただきます。皆様の目の前にも大きなモニターがあるかと思われそうですが、こちら、まだ委員会中では使われておりません。資料の掲示、どのページを説明しているかなど分かりやすくするためにも、このモニターをもっと使いようがあるのではないかと、あるいはオンラインで傍聴されている方が、モニターの画面に表示されているものを確認しながら傍聴することで、何が議論されているのかより分かりやすくなるのではないかと、ということで今回提案をしている次第です。

また、モニターを利用することで、従来はPDF、紙の資料で静止画、カラーにするところまでしかできなかったところが、例えば動画を再生するですとか、地図アプリを表示して動かしてみる、360度の画像を表示してみるといったことも可能となります。

ちなみに議会事務局の調査係の方に調べていただいたところ、世田谷区役所の附属機関、審議会等でスクリーン、モニター等を使用しているケースは11件、利用していないケースが1件、オンラインでそもそも開催しているのが3件ということで、ぜひ世田谷区議会でも区役所の審議会等で活用しているのと同様、せつかく委員会室にあるモニターを使えないでしょうかということで提案をしている次第です。

そのまま続いて、委員会のオンライン利用についてということで、詳細は資料に記載をしておりましたが、2022年に区議会委員会条例を改正して、パンデミック、大規模災害等の社会的な重大事態により参集が難しい事態についてはオンラインで開催ができるという制度を導入しています。一方で、私たちの会派の議員だけでも、出産の立会いですとか、あるいは出産直後、手術数日後で、委員会の出席がオンラインであればもう少しスムーズだった、出席に困難を伴ったという事態も経験しております。制度としてオンライ

ン参加というものが既に存在しますので、適用範囲を拡大することでオンライン参加という新たな門戸の拡大が期待できると考えて、今回要望している次第です。

メリットといたしましては、様々な事情と両立ができる可能性、それによって議会の多様性、様々な当事者の方が入ってくるのではないかとということと、あとは平常時からのBCP対策になるのではないかと。災害時に急にオンラインの議会を開催しようとしても、恐らく手間取ってしまうようなこともあると考えるので、常日頃からオンラインでの委員会参加を認めておくことでBCPに資するのではないかと、災害対応能力が向上するのではないかと考えております。

オンライン参加について整理すべき点については以下記載しているとおりですけれども、基本的には、原則としてはオフラインで通常どおり参加をする。一方で、届出を出して、前日正午までというのがこれまでのパンデミック、大規模災害時もそうですけれども、届出を出すことによって例外的にオンラインで参加ができるようにする、あるいは出席の対象とするか否かについても、最終的には議員としてやむを得ない事情、事由があるのかどうかということ判断した上で自ら提出をする、それが望ましいと考えております。端末等については、現行制度と同じく運用すれば可能であると考えております。

最後、参加の際の懸念点ですけれども、なりすましについては、現行と同じくカメラはオンにする。今後、この身なりのまま、あるいはボイスチェンジャー等で参加ができてしまうような技術が発展をした際には改めて考える必要があると考えておりますが、カメラが表示されているということで、現行の考え方で本人認証は取れると考えております。第三者からの圧力がかかるのではないかとということについては、最終的には本会議で意見の賛否を取ることにありますので、その点で修正は可能であると考えております。専念義務につきましても、場所は個室その他静寂な場所という規定がこれまでもありますので、これまでと同じ考え方で構わないと考えております。その他、懸念がある場合については、この場で皆様から御意見お寄せいただき、ぜひお話ができればと考えております。

○畠山晋一座長 それでは引き続き、維新さんの提案がありましたので、事務局よりこの点について説明してください。お願いします。

○水谷区議会事務局次長 タブレットの13ページを御覧ください。維新からの提案を朗読させていただきます。

オンラインによる議会出席の制度化について、新型コロナウイルス感染症の流行時、一部の自治体では本会議、委員会においてオンライン出席が導入されました。一方で、世田

谷区議会では、新型コロナウイルス感染症、その他の重大な感染症の蔓延、または大規模災害等の発生により委員会の開催場所に参集することが困難な場合に限り委員会へのオンライン出席が認められていますが、原則として対面出席が求められており、体調不良、妊娠、出産、育児、介護の際に柔軟な対応が難しい現状があります。こうした中、ICTの活用による柔軟な出席制度の整備は、議会の多様性確保と機能維持の観点からも必要であり、恒常的な制度としての設計が求められますという内容でございます。

○畠山晋一座長 それでは引き続き、事務局より現状や実現に向けた課題等についての御説明もあわせてお願いします。

○水谷区議会事務局次長 まず、オンライン委員会についてですけれども、国からは新型コロナウイルス感染症の蔓延防止措置の観点等から、参集が困難と判断される場合に、オンラインによる委員会の開催も差し支えないとする旨の通知が発出されております。このことを踏まえ、世田谷区議会でも要件を限定した上で委員会へのオンライン出席が可能となるよう、令和4年度に委員会条例及び会議規則等を改正しております。あわせて、対象となる委員会や開会の要件、開催の手続等、具体的な運用ルールもそのとき決めました。現状、委員会条例では、オンライン委員会の開催を、新型コロナウイルス感染症その他の重大な感染症の蔓延、または大規模災害等の発生により委員が委員会の開催場所に参集することが困難と認めるときとしているため、他の事由によりオンライン出席を認める場合は、委員会条例の改正や運用ルールの改定が必要となります。

続きまして、委員会でのモニター活用についてでございますけれども、現在、委員会の傍聴者が定員を超えた場合に、隣の委員会室などで音声傍聴する際にモニターを活用しております。実際に陳情を何件か審査する際には、隣のお部屋でモニターを活用して傍聴していただいております。また、オンライン委員会が開催される場合には、オンライン出席する委員を壁側のモニターに映すことを想定しております。そのほかに行政視察を受け入れた際に説明資料の投影に活用したり、あとは委員会室を貸し出した際の資料の共有に活用したりしている例があると聞いております。

なお、御提案いただいた委員会の資料をモニターに投影する場合、説明や質疑に合わせて資料のページをめくる操作等を行うための職員の配置も必要になってくるかなと思っております。

○畠山晋一座長 それでは、今の案件について、皆様のほうで、そのべさんなり、事務局に質疑がありましたら、どうぞ。

○阿久津 皇委員 オンライン委員会ですけれども、今、言及があったか分からないですけれども、法的に、地方自治法というのかしら、その中ではパンデミックとか大規模災害以外でやることは可能なんですか。

○水谷区議会事務局次長 法的には限定されていませんので、それぞれの議会で決めることだと認識しております。

○阿久津 皇委員 あわせて、ほかの自治体でやっているケースってあるんですか。

○水谷区議会事務局次長 ほかの地方議会では、妊娠時とかそういったときも適用している議会もあるところもあると把握しております。

○阿久津 皇委員 あわせて提案者に伺いたいんですけれども、想定としてはどの辺まで、何となくこれを提案する時点では考えていらっしゃいましたか。

○そのべせいや委員 その他やむを得ない事由というのがありますが、基本的には従来の欠席規定と同じく、公務、疾病、疾病は御本人が病氣療養中の場合もありますので、骨折で移動が困難とかそういった場合に限られるかと思われませんが、公務、疾病、育児、看護、介護、出産、配偶者の出産補助を想定しています。

○阿久津 皇委員 その辺の骨折の具合だったりとか、妊娠、出産のお手伝いとか、あるいは育児も入るのか分からないですけれども、何か線引きみたいなもの。例えば診断書が必要だとか、そこはもう良心、その方の申告に任せるのか、あるいは何かしら客観的なエビデンスが必要か、どう思いますか。

○そのべせいや委員 特段診断書等を提出する必要はないと考えておりますが、実際に利用する側については診断書の取得に少なくとも近い状態、外形的に本当に移動が困難、出席が困難という場面に限定してまずは運用がなされるべきであると考えています。

○阿久津 皇委員 僕もそんな悪用、乱用する人はいないと思いますけれども、ちょっとよこしまな考えというか、今日寝坊しちゃったと、慌てて熱が出たことにしてオンラインにしようみたいになるとか、そういったこともあり得るのかなとは思ってしまうので、そこら辺をやるのであれば相当厳格に線引きしないと、そういったことで乱用されてしまうかなというのが懸念点としてはあるので、今そういったことを聞いてみました。

○そのべせいや委員 そのために原則と例外をやっぱり設けて、現行と同じく前日の正午までの届出にオンライン参加は限ると。突然参加をお願いするような形は認めず、前日正午までに区切るのが適切かと考えています。

○阿久津 皇委員 そうすると、僕も過去に議員をやっている中で経験があったんですけ

れども、朝熱が出て、コロナ前でもインフルエンザの可能性があるということで、医者へ行って検査を受けたらやっぱりインフルエンザでしたみたいなときは、それは駄目よという話になってきますね。

○そのべせいや委員 御本人の体調が悪い際は、現実的に病気で、やはり体、頭が動かないような際は療養されるのが適切だと考えております。

○ひえしま 進委員 前日の正午までに届出をしなくてはいけないというのは分かったんですけれども、それを許可する人というのは委員長、副委員長ということでよろしいんですか。

○そのべせいや委員 届出なので、許可制ではなく届出たものは認めるというような形なのかなと今のところは考えております。現行届出制度なので。

○畠山晋一座長 性善説で、届出が出たらこれは全て認めるんだという考え方ですね。

○そのべせいや委員 そうですね。現行にのっとると。ただし、現行では新型コロナウイルスなどの感染症、パンデミック、大規模災害という外形的に分かりやすいものがある中での届出ですが、今のところ許可制ではなく届出でやることになるかと考えていました。

○ひえしま 進委員 パンデミックだとか、災害時は分かるわけですよ。まさに今、そのべ委員がおっしゃっているとおりで、例えば届出があったのでオンラインでやっています。しかし、育児とかいろんなことをやっていて画面に委員が映っていないとか、ほかの委員が見て、明らかにこれは出席と言えるんですかみたいな状況になったときはどう対処されるのかなと思って。

○そのべせいや委員 12ページに記載をしているんですが、専念義務がありますので、現行と同じく、場所は個室その他静寂な場所とし、他の者を入れないこととするというのがやはり原則であると考えております。緊急時、やむを得ない事情については、現在の委員会などでも、お手洗い等にどうしても行かれる方というのがいらっしゃいますので、そういったところについてはやむを得ないと考えますが、あくまでも原則は個室その他静寂な場所で、ほかの方もいない、カメラで顔が常に表示をされている状態だと考えております。

○河野俊弘委員 提案内容の中で、事務局のほうにも聞きたいんですけども、資料をモニターに映すときに、今、議員にはタブレットが配付されているわけで、タブレットが iPad ですので、例えばエアプレイというのでワイヤレスで投影することとかも可能かと思うんですね。そうすれば、理事者側に投影用のタブレットを例えば置いておいて、理事

者が説明しながらめくるような仕組みというのを考えれば、例えばめくる人員を割く必要はないのかなとも考えたんですが、そういった可能性も考えられるかどうか。

○水谷区議会事務局次長 まず、理事者側に iPad は貸与されていないというのが1つと、あとは、理事者、説明する側は資料そのものを見るというよりも、手元の資料というか、原稿だとかを読み上げることも多いと思うので、その方が実際に資料、ページをめくるとかという作業というのは、なかなか同時には難しいかなと私自身、今はそう思っています。

○河野俊弘委員 いろいろメリット、デメリットがあるかなとももちろん思っていて、やっぱり傍聴席に山積みになっている紙の資料が、そういうものができたら多分要らなくなるかなとか、視覚的なもので見られるし、あるいはネット上に載せられるものとかは逆に載せてそこで見れるような形とかになればいいのかとか、いろんな手段が考えられるかなと思うんですけども、ちょっと意見です。

○水谷区議会事務局次長 委員会当日は、資料のホームページへのアップというのは間に合わないんですけども、数日後、委員会中継の確定版が出る頃には区のホームページにも資料を載せることができますので、そこで2画面表示とかをして委員会中継、録画中継を見ながら資料を見るといった対応だったら今でも可能な状況でございます。

○おのみずき委員 ちょっと区議会のDXの話とオンライン委員会の話が両方絡むかもしれないなと思いついて、オンライン委員会についてはぜひ事由の拡大をさせていただきたいなと考えているんですけども、あるいはコロナ禍で実際にこの委員会条例に基づいてオンライン委員会の出席が、今まであったのかどうか私はちょっと把握していないんですけども、実際にもしやるとなったとき、区民が見る委員会中継はあちらのカメラから映っていて、委員がこういうふうに並んでいると思うんですけども、例えば私がオンライン委員会に参加するとなったときに、ここの席は誰もいなくて、区民からすると、どういう形でこの人はオンライン委員会に参加しているんだというのが見えるのかなというところがいまいちイメージがちょっと湧かなくて、例えばモニターにこうやって審議会みたいにオンラインで参加している方がそこに映っていて、ここの会場にいる人は、あの人はZoomで参加しているんだなというのが分かればいいのかと思うんですけども、中継で見ている人にとってどういう形になるのかなというのがちょっと分からない。修学旅行で休んでしまった人みたいな感じで、端っこに中継画面の別窓みたいなのところに映るのか、ワイプみたいになるのか、実際にやるとなったときにどんな形で映された

り、あるいは区民の中継に映ってくるというところがちょっと気になったので。

○畠山晋一座長 やってみますか。まだ1回もやっていないよね。

○水谷区議会事務局次長 今現在ですけれども、委員会にオンラインで出席された方がいらっしゃる場合は、壁側のモニターにその方を映し出すことになります。委員会室のカメラは後方に1台ついていますが、これは固定でございますので、なかなかオンライン出席されている方を映すことはちょっと困難な状況です。音声は入りますけれども、映像で映し出すということはちょっと困難かなとは思っております。

○おのみずき委員 分かりました。ありがとうございます。

もう1点、資料をモニターに投影する、今本会議でもやっている画面を2分割してやるという形になっているかなと思うんですけれども、あのシステムはここでも同様にできるものなんですか。

○水谷区議会事務局次長 そちらにつきましては、前期の議会施設検討会というところで、本会議と委員会室のそれぞれ設備について話し合ったんですけれども、本会議は以前からパネルを用いて質問される方がいらっしゃるの、そのパネルを投影できたらいいよねということで、2画面表示を前提にこれまで話を進めてきて、実際にそれが実施されております。この委員会室につきましては、前の庁舎は傍聴者が6名しか入れなかったものですから、結構隣の委員会室で音声傍聴をお願いする機会も多くて、そちらがちょっと不便だという御意見もあり、委員会室の模様を音声の傍聴の方にも映像で映すことができるようになったらいいよという検討がございまして、そのようなしつらえにしました。

前提がそちらですので、委員会室は5つありますけれども、この委員会室で2画面表示というのは今できない仕様になっています。

○原田竜馬委員 ちょっと直接的な話ではなくなってしまうんですけれども、資料を映すというところで、サイドボックスのほうには当日使用する委員会の資料がちゃんと送られているじゃないですか。ホームページにアップすることの難しさ、当日、委員会中の難しさというのはどういったところが、サイドボックスにできてホームページにできないその理由みたいところをちょっと教えていただきたいです。

○水谷区議会事務局次長 委員会資料につきましては、議会の資料ではなく区の資料になりますので、区側の判断になりますけれども、それぞれ所管がオープンにしている情報ではないものが入っているかもしれないということもあり、一応安全を見てなのか分かりませんが、今現在はリアルタイムでホームページに載せていない、そんな状態だと認識して

おります。

○原田竜馬委員 分かりました。ここで多分何でなんだということを書いてもらちが明かないかもしれないですけども、確かにホームページに載せると全世界の方が御覧になってしまうという危険性はあるかもしれないですけども、サイドボックスにも入っているし、委員会室には印刷もされて置かれているので、ホームページ載せられたらモニターの利用というのがうまくできなくても、モニターを映すようなことと同じような効果が得られるんじゃないかなと思ってお伺いさせていただきました。

○つるみけんご委員 今の段階でのパンデミックとかが起きた場合の運用についてちょっと教えていただきたいんですけども、例えば挙手で採決したりする場合は委員会などではあると思うんですけども、そうしたものと出席の取扱いについては、オンライン出席した場合も、オフラインで参加した場合も、全く同等に扱うという運用になっているのかを確認させてください。

○水谷区議会事務局次長 つるみ委員おっしゃるとおり、オンライン出席される場合でも採決には加われます。

1点、訂正させてください。阿久津委員の御質疑に答弁した内容ですけども、他議会の状況、私、出産とか妊娠時と申し上げたかもしれませんが、正しくは育児や介護なども理由としている議会もあるということをごさいました。大変失礼しました。

○いたいひとし委員 従来の欠席規定と同じく公務云々というところで、例えば委員会が長くなればかなり長くなりますよね。昔、本当に12時間近くやっていた常任委員会もあったと思うんですけども、要するに最初から最後まで参加というのは、1つ原則として考えてよろしいのでしょうか。

○そのべせいや委員 そのとおりです。

○河野俊弘委員 そのべさんに確認なんですけれども、モニター利用で広がることということで、紙、PDF資料としての文字、図、写真の利用に限られてきましたが、動画とか、地図、画像の拡大というのは、説明者がやることを想定しているということですか。

○そのべせいや委員 そのとおりです。何かイベントを開催したときなど、写真で風景を切り取って貼っていただいて報告をされることとかはあると思うのですが、実際にこうしたステージでしたというような動画での様子でしたり、あとは様々な現場、事故が起きたりとか、建て替えの箇所ですとかというものについてやっぱり切り取った地図だけ載っている場合ですと、どうしてもどういう状況か、近隣の方以外で遠くにお住まいの方だっ

たりすると分からない箇所もあるかと思しますので、そうした際にマップを表示して、例えば360度写真の表示したりすると、その箇所がどんな場所かということが分かりやすく共有できるのではないかと考えております。

○河野俊弘委員 そうすると、先ほどの質問になってしまうだけけれども、説明者の方がやっぱりそれはやるわけだから、そういう操作というのは例えば理事者のPCからやることはできる、だから、ここに委員会資料として出てきたもの以外を投影することになると思うんですけれども、そういうのは役所的に大丈夫なのかなという……。

○畠山晋一座長 動画データの共有をどうするかという話ですね。

○水谷区議会事務局次長 会議録を作成するときをちょっと思い浮かべると、やっぱり言葉での発言が記録に残りますので、それが大原則かなとは思っています。あとは、委員会資料であれば、その発言内容と委員会資料を見比べれば内容が伝わるとは思うんですけれども、委員会資料ではないもので説明すると、会議録に残らない資料が使われると、後々確認するときになかなか難しいかなと思います。

○高橋昭彦副座長 さっきオンライン出席をやっているところもあって、阿久津さんの話の中で、育児に加えて介護もあるというふうに話をされていましたがけれども、例えばその介護というのは、要は介護度が幾つあってとかそういうことが前もって分かった上での介護なのか、それとも家族だけに縛るのかとか、そういったことはどうなっているんですか。

○水谷区議会事務局次長 私どもが調べたところは条例上の文言だけですので、実際の運用面まではまだ調べ切れておりません。

○高橋昭彦副座長 そのべさん、介護度を規定するのかなのか、どこまでの範囲とするのかというのは、どんなふうに考えているんですか。

○そのべせいや委員 基本的にはもう御本人の良心、あるいは価値観に任せるしかないと考えております。育児に関しましても、例えば乳幼児に限らず、様々な特性ですとか事情がある中で、年齢が10代になったとしてもやむを得ないと感じる場面で、オンラインを選ぶほうが適切であると考えられる場合もあると感じているところでありますので、介護についても同様に、御本人の考える必要性に応じて、この制度が利用はできるようにしておきたいと考えております。

○中塚さちよ委員 今の件で私も補足というとあれなんですけれども、むしろ介護度とかの認定が出る前に突発的にやはり介護というのも必要になるもので、そこで介護度を得よ

うと思ったら、逆に1か月とかその認定の手續とかを踏むわけですから、そうなると逆にサービスも使えて出席もできるのかなと思うので、むしろそういう手續とか介護度とかが決まる前に突発的に、ちょっと今日、一日、二日何とか乗り切らなきゃいけないとなったという介護のときにオンラインで出られるとよいのではないかと。

○岡川大記委員 介護と育児というのが本当に有効なのかと思うんですけれども、例えば6時間委員会で縛られている中で、育児のために休みますといったときに、育児が何もできないままの6時間が果たして本当にいいのかどうかというのもあって、そのあたりは何か考えられていますか。席を外していいかどうか。

○そのべせいや委員 原則、基本的には専念義務にのっとって、会議の最中は会議に専念をしていただく、この通常の委員会と同様な形になるかと考えております。どうしてもやはり両立が難しい、オンライン参加によっては超えられないと判断されるケースについては欠席をされるしかないのではないかと、現行どおりと同じ対応になるのではないかと考えております。

○畠山晋一座長 例えば介護士の人が区議会議員になっちゃって、介護があるから委員会は出られませんとなったら、毎回委員会に出られなくなっちゃうということになりかねないなど、今、高橋さんの質問を聞いて感じたんですけれども、そういう場合もやっぱり善意で対応することにしますか。

○そのべせいや委員 従来の欠席規定と同じことだと考えますので、あくまでも御自身のよんどころない事情に適用されるものであって、委員会に専念をする義務というのが、区議会議員にはそもそもあるという前提に立った上で、欠席ではない、欠席よりも出席に近い選択肢が、オンライン参加というものを制度として用意をしておけば、救われる機会が年に何度か、お一人、お二人でもあるのではないかという趣旨です。

○畠山晋一座長 適用範囲というところがどうしてもいろいろあると思います。

今、御質疑が出ていたと思いますが、御意見は特段にありますか。大丈夫ですか。

それでは、現時点での御意見もないということであれば、本日出席していない会派から特段何か御意見とかは出ていますでしょうか。

○水谷区議会事務局次長 特にお預かりはしておりません。

○畠山晋一座長 それでは、本件についての協議は、今日のところ取りあえずここまでといたしまして、次回改めて協議いたしますので、本日の議論を踏まえて、各会派で意見をまとめてきていただきますよう、よろしく願いいたします。

また、本日出席していない会派については、事務局より本日の協議内容を報告した上で、御意見を伺うようお願いします。

次に、(2)メディア等の議会傍聴の方針について議題といたします。まずは、提案会派より改めて検討項目について、共産党さん、お願いします。

○たかじょう訓子委員 資料を御覧ください。この提案の趣旨ですね。現状、世田谷区議会では報道関係者への対応についての申し合わせに基づき、議会の録音、撮影を許可する報道機関を以下のとおり限定しています。(1)総務省が放送事業者として位置づけている事業者、(2)日本新聞協会、日本専門新聞協会、日本地方新聞協会及び日本雑誌協会、いずれかの会員、(3)世田谷区に関する報道を恒常的に行っていることが一般的に認知されている等、特に議長が認める報道関係者としています。一方、区長記者会見においては、記者会見の案内対象を主要な報道機関としていましたが、他の報道機関（個人も含め）からの参加要望に応じて、令和4年11月以降、主要な報道機関以外でも参加できるようになっています。当然、録音、撮影も可能としているそうです。

過去には2回、令和2年と令和4年に、区議会においても、対象外の報道関係者から録音と撮影の申込みがあったと伺っています。議会においても、区長記者会見同様、録音、撮影を許可する報道関係者の対象を広げることにについて検討することを提案いたします。

○畠山晋一座長 引き続き、事務局のほうから、現状や実現に向けた課題についての御説明をお願いします。

○水谷区議会事務局次長 令和2年に、ユーチューバーと名乗る方が委員会での録音、撮影を希望されたことを契機に、フリーランスの報道関係者の録音、撮影について議会内で検討をしました。それ以前は報道関係者の定義や基準が定められていなかったため、検討の結果、タブレット15ページの報道関係者への対応についての2のとおり、報道関係者の範囲を明確にすることといたしました。それ以降、この取扱いに基づき、メディア等の録音、撮影の対応をしております。

続きまして、世田谷区議会では禁止になっておりますが、一般傍聴者の録音、撮影の状況について御説明させていただきます。23区中、本会議で一般傍聴者の写真撮影を認めているのが15区、動画撮影を認めているのが14区、録音を認めているのが14区という状況でございます。

○畠山晋一座長 それでは、本件について御質疑がありましたら、どうぞ。

○そのべせいや委員 先ほど次長から言及もあったように、最近ユーチューバーですと

か、ティックトッカーみたいな形で動画の撮影、録音などをして、公共に発信をする方も増えていらっしゃると思いますが、そういった方々も個人で報道であるという話であれば、報道の定義に入るのではないかというお考えでよろしいですか。

○たかじょう訓子委員 区長の記者会見と同様に考えればいいのではないかというふうに思っております。区長のところでは、申込みを受けてということ、それで了解ということになればできるということになっています。区議会においてですと、これまでも報道関係者は一応議長というか、議会に諮ってとオーケーということによっておられるので、手続としては同じでよいのではないかというふうに思うんです。だから、個人であろうが関係なくということになるかと思いますが、例えばこれで何か支障があるというような事象が、ほかの自治体であまり聞いていませんけれども、そういう事例も出てくる可能性がありますから、例えばどのようなところではなくて、どういうルールでやってくださいというふうなルールを決めること、例えばこちらでもフラッシュをたかないようにであるとかそういったルールとかがあると思うので、そのルールに従ってやっていただくということだったら、個人の報道のところでもよいのではないかと考えているところです。

○つるみけんご委員 理解が追いついてなかったら大変申し訳ないんですけども、今、報道関係者への対応についての2の(3)ところで、特に議長が認めるその他の報道関係者というふうに記載があるんですけども、例えばユーチューブなどで一般的にそういう議会の報道を様々している方が来られたときには、議長が認めれば、(3)に該当するという理解でよろしいのでしょうか。過去に2回来られている方が、今回これに照らして適切でなかったかどうかは分からないんですけども、一般論として、そういうふうなユーチューバーの方が来ても、議長が認めればオーケーということで解釈できるのでしょうか。

○水谷区議会事務局次長 2の(3)につきましては、そのような方を対象というよりは、地元のタウンユースですとか、区に密着した情報紙を発行しているような、(2)や(1)に該当していないけれども区に密着した事業者というか、そういったところを拾うための規定だと認識しております。

○岡川大記委員 今の議会、議場での取扱いなんですけれども、今、一般の方は、写真、動画は全部駄目だったのでしょうか。

○水谷区議会事務局次長 世田谷区議会の傍聴規則第10条を読み上げますと、「傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、あらか

じめ議長の許可を得た者は、この限りでない」という規定になっております。議長の許可を得たものはこの限りでないというただし書がございますが、そこが今現在はこの報道関係者に該当する方というような理解でございます。

○岡川大記委員　ということは、現状では、報道関係者以外は10条の許可を得られないということになりますか。

○水谷区議会事務局次長　今現在は、一般の傍聴者の方からそのような申出が仮にあったときにはお断りをする状況かなと思っております。

○岡川大記委員　意見ではあるんですけども、報道関係者、ユーチューバーなどがオーケーになるのであれば、私はいいと思っているんですけども、報道関係者だけではなくて、一般の方も写真を撮って応援するとか動画を撮って何かということを考えても差し障りはないのかなと私は思います。意見になります。

○そのべせいや委員　事務局に確認をしたいのですが、これまで一般の方が撮影、録音することを禁止してきた経緯がもし分かれば教えていただければ幸いです。

○水谷区議会事務局次長　今申し上げた傍聴規則第10条のタイトルが、写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止という項目になっております。こちらは標準市議会傍聴規則というのがあるんですけども、最新の令和7年2月版も確認したんですが、同じ内容になっておりまして、条文のほうも、「傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない」というのが標準市議会の規則になっているので、それに準じているという認識でございます。

○そのべせいや委員　もし分かれば教えていただきたいのですが、23区の中でも撮影、録音などが許可されている自治体については、標準市議会の規則をあえて改正して、変更して、撮影、録音などができるようになっていくということでもよろしいでしょうか。

○水谷区議会事務局次長　そのべ委員おっしゃるとおり、禁止するような条文にはなっておりません。

○河野俊弘委員　たかじょうさんにちょっと聞きたいんですけども、今回このメディア等の議会傍聴の方針を、対象を広げようという趣旨ではあると思うんですけども、その本旨というか、議会の公開性を高めるというか、何を一番に望んでいらっしゃるんですか。

○たかじょう訓子委員　やっぱり様々な方が関心を持っていただいて、それで上げていただくということも重要だなと思います。そこですね。ただ、他自治体というか、東京都23

区内でも多数のところをやっているところですし、関心が高まるということも含めて、是非やっていただきたいなというふうには思っています。

○河野俊弘委員 やっぱり今おっしゃっていただいたように、議会の公開性を高めるという趣旨という、その辺の理解はするんですけども、ただ、この間、会議録も早く出してほしいと、今回の研究会の中でもいろいろありましたし、公式の配信というのも新庁舎になってから委員会で配信されるようになったりとか、今度、議会広報もカラーになったりとか、様々な形で今現在も担保できているという部分もあると思うんですけども、その辺はたかじょうさんはどういうふうに考えていますか。

○たかじょう訓子委員 それは、もちろん区が努力してやっていただくということは、当然のことだと思っていますので、担保というか、個人の報道のルールに従えば、それはやっていいのではないかと。実際にそこまで、今までに2回しか要望が上がっていないものもありますけれども、その機会を増やすという意味で対象を広げるということがよいのではないかというふうに思います。それは区議会としての努力とは別にとということです。

○つるみけんご委員 報道関係者というのをどう定義するかというところが非常に重要だなと思ったんですけども、昨今SNSで動画を切り取って配信するというのもいろんな場面で政治活動の中である中で、これは仮にですけれども、例えば議員が業者に依頼をして撮ってもらって、それを自分の政治活動に使うとかということもできなくはないというのは、公平公正な議会の在り方としてどうなのかということについては、ぜひ提案者のたかじょうさんの御意見を教えていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○たかじょう訓子委員 公平性ということ言えば、もう既に区議会として全て動画、例えばこの委員会とかもそうですし、本会議も動画で配信していますから、事実としてそれが出ている限り、特別それを利用して別に撮影してそれを政治活動に使ったとしても、それは個人の努力になるというだけの話でありますし、それが悪用とかそういうのでなければ、そこは問題にならないんじゃないですかね。そこは元データが実際にあるわけですから、違っているということのはっきりしますから、公平性というのが私は分かりません。事実かどうかということや、その内容が問題かなと思いますので、公平性の話はちょっと分かりません。必要ないんじゃないかと思います。

○つるみけんご委員 否定的な意図ではないんですけども、そういうことも認めていくべきだということまで考えていかなきゃいけないのか、例えばなんですけれども、本当

にお金を払って業者にお願いをして撮ってもらうというのが報道機関に当たるのかというところを考えないと、報道機関という定義が今この中では書かれていないので、何でもありになるのが果たして本当にいいことなのかなというところは少し懸念として思ったので、ちょっとお聞きした次第でした。

○阿久津 皇委員 僕もそこは難しいなと思っていて、報道関係者への対応について、15ページの議運決定の資料ですけれども、3の(1)にも報道の公平性を保つとあります。これは、やっぱり報道機関がそれなりに公共の電波なり、いわゆる公共に近いであろう媒体を使って、何かしら報道するときにはある程度の公平性が求められるであろうからここに多分書いてあるんだと思うんです。そこに個人の情報発信をする人であったり、さっき岡川さんが、それを応援するように使うのも個人的にはいいんじゃないかとおっしゃっていたけれども、個人の配信みたいなことをやる人を入れるイコール、さっきつるみさんがおっしゃった政治利用というか、特定の議員なり、党派なり、会派なりを応援するようなことに活用されかねないので、そこを認めていくのか、もうこの報道関係者として公平性を保つところをしっかりと守るのか、そうじゃないところまで踏み込むのか、ちょっとそこは一つまた違う観点というか、議論が必要になってくる。やみくもに誰でも入れたらいいじゃないではなかなか収まらないような気は今しています。意見です。

○原田竜馬委員 ちょっと確認なんですけれども、報道関係者の方が、今たまに委員会だとか本会議にいらっしゃるかと思うんですけれども、その際というのは、報道関係者に何を意図として、何を目的として報道に入られるのかということは、議会事務局側から聞いたりするのでしょうか。

○水谷区議会事務局次長 お申出があった際には、こちら準備が必要でございますので、例えば本会議でしたらどなたの一般質問の取材にいらっしゃいますかですとか、委員会でしたら、どの案件で中に入りたいですかとかそういった確認はさせていただいております。

○原田竜馬委員 この報道関係者の定義というのもありますけれども、ということ今回仮にこの拡充をした場合も、しっかりと事務局側からお伺いし、うそをつかれてしまったら元も子もないですけれども、そこは性善説に立つというわけじゃないですが、報道関係者の方々にその目的、意図をしっかりとお伺いすることで3の(1)から(5)の内容を守っていただけるのではないかなと今思っているところです。すみません、意見です。

○いたいひとし委員 いろいろ聞いていまして、やっぱりこの報道機関というのは、ちゃ

んと区の議運で決まったものは、ある程度、公平性というものが担保できるなという暗黙の了解の中で議運の決定事項になっているんだと思うんです。そう考えたときに、個人というのはその方の考え方で報道のよしあしも決まってくるけれども、議運で決まっているものはある程度、世間でいう公平性みたいなものが担保されているだろうというところを、公平性に切って、そこだったら全議員が納得できるものをやっぱり選んでいるんだと思うんですよ。

ですから、どこでもいいから、個人が悪いとかというんじゃなくて、皆さんがしっかりと納得するというか、この報道機関であればいいというものが、やっぱり具体的に今でも上げてもらって、それで報道機関として多くの議員が納得するかどうかというところを1回踏んだ上で判断してきたということによろしいんですね。事務局に。

○水谷区議会事務局次長 報道の申出がございましたら事業者名をこちらで伺って、2の(1)、(2)に所属している事業者かどうかを確認して、そこに載っていれば議長の許可を得られるという前提で話を進めております。

○畠山晋一座長 そうすると、以前にフジテレビさんが、議員の居眠りを取りたいから来ましたといって居眠りを撮っていたということになっていた。あのときは。

○水谷区議会事務局次長 私の記憶ですけれども、具体的に居眠りを撮りたいとかそういったお話ではなかったと思います。本会議の情景を撮りたいといった内容だったかと思えます。

○畠山晋一座長 そういう大義名分で来て、でも、来て撮ってみたら、あれ、居眠りがというのを結局撮っていたわけじゃないですか。世田谷に限らず、杉並でも江東でも。それは報道の自由というものはあるのかもしれないんだけど、我々議員がもちろん自分たちを律しないといけないという課題はもちろんあるんだけど、だから、結局マスコミも来るときに何を撮りたいのか、結局違ったよということにもなりかねないこともあるということだよね。ちょっと疑問に思っただけです。

○おのみずき委員 今のこの間の議論を伺っていて、報道関係者みたいなところと、あるいはその先の一般の傍聴者みたいなところで、撮影とか録音とか、ある意味、線引がされていたと思うんですけれども、昨今の状況を見ていると、一般の傍聴者でもやっぱり報道的な、誰でも発信できる状況になってきている中で、なかなか明確に区別ができないのかなど。今、既に先ほどの御説明だと23区の中でも一般の傍聴者に撮影や録音を認めている区が過半数ぐらいあるという話だったと思うんですけれども、そういったところが昨今の

状況の変化にどう対応しているのかというところがもし今の段階で分かれば教えていただきたい。

○水谷区議会事務局次長 どのように対応しているかまではちょっと把握はしていないんですけれども、幾つかの区に確認したところ、一般の方でも事前に、3日前までに申請をするだとかそういった手続が必要な議会というのも幾つかはあるようです。ですので、一般の傍聴者で3日前に申請をして議長の許可を得て撮影を当日している方がいらっしゃる傍ら、当日、本会議場に来て、隣の方が撮影しているから自分も撮影をしようと思ったときに、それを許可できないのかどうかとか、そういった運用をどのようにほかの議会はしているのかまではちょっと確認していませんが、そこら辺がちょっと課題かなと思っています。

○畠山晋一座長 その辺は課題ですね。

○原田竜馬委員 1つ、また教えてもらいたいですけれども、区長の会見というので、ほかの報道機関（個人も含めて）という、この個人というのは、ジャーナリストみたいな、どういう方がいらっしゃるんだろうかというのがもし分かれば教えてください。

○たかじょう訓子委員 フリーランスの記者の方だというふうに私は伺いました。

○高橋昭彦副座長 区長が決めている、こっちは議長が決めている。これはそういうふうに分かれていていいものなのか。

○水谷区議会事務局次長 議会の場合は傍聴規則にのっとって運用しているところがございますが、区長の記者会見の場合は、そういった条例規則というのは特にはないんじゃないかなと思います。ですので、区長の御判断なのかなとは思いますが、推測でございます。

○中塚さちよ委員 先ほどのいろいろな話とちょっと関連しているんですけれども、どんな方か、事前に申し込んで目的とかも一応確認はされる前提でやるのかなと、ほかの区もしているのかなと思うんですけれども、こういうことがほかであるか分からないんですが、特に区議会議員もいろんな方がいて、結構タレントさんとかもいらっしゃるみたいなので、そういった方とかを報道とかいう人が来てちょっと集中的に撮ってどこかに配信するみたいになったときに、もしかしたら、その議員さん自体がどこかのタレントさんとして所属していたりすると、著作権とか権利みたいなところで、勝手にそういうのを撮って報道されたら困るとかそういったトラブルとかが発生可能性とかというのは、うちは議員の数も多いし、いろんな方がいらっしゃるのでもっと気になったんですけれども、どうか

しら。

○水谷区議会事務局次長 恐らく今の議運決定をしたときの議会内の協議を思い返せば、やっぱり報道の公平性が保てるか保ていないかというところが肝だったかなとは思いますが、なので、その基準をつくろうと。そうでないと、本会議だったら議長、委員会だったら委員長の許可ができないよというところで、その基準をつくろうといったところがきっかけだったと思います。繰り返しになりますけれども、報道の公平性を保てる事業者は、こういったところだろうというところで今収まっている、そのような認識でございます。

○中塚さちよ委員 もしかしたら、中には報道してくれるのはうれしい人ばかりではなくて、そういうのは勝手に報道されると困るというような著名な方が区議会議員になる可能性もあるかもしれないので、もちろん公開している議会のものは公的なものではありませんけれども、興味本位で発信されるのは困るというケースも考えられるのかなと思いましたので。

○阿久津 皇委員 事務局に、自分たちでも調べますけれども、先ほどおっしゃっていた23区中14とか15区が、録画とか録音とかを許可している。その方たちがその先、SNSに上げるとか、配信するとか、そういうところまで特段気にしているか気にしていないかみたいなのところももし分かれば。分からなければまた次回でもいいですけども、教えてください。

○水谷区議会事務局次長 申し訳ございません。ちょっとそこまでは把握しておりません。

○畠山晋一座長 そのほかよろしいですか。御意見もなければ、本日出席していない会派から現時点の意見があれば事務局よりお願いします。

○水谷区議会事務局次長 特にお預かりしておりません。

○畠山晋一座長 それでは、本件については入り口の部分のチェック、入れたのはいいいけれども中身のチェック、中身はいいいけれども、その中身をどう報道したのかというチェック。多分その3つのチェック、1つのチェックだけで完結しないものなのかなと。それがまた、区長が認めればいい、議長が認めればいいと、いろんなスタンダードがあると思うので、その辺もまた皆さん各会派で持って帰っていただいて、よりいい、結局報道する人の判断になってしまうけれども、そういう報道をされないように我々はそれを逆に縛るのか縛らないのか、自由に野放図にしておくのか。その辺も皆さん一旦持って帰っていただいて、それぞれで御協議していただきますよう、よろしくお願いたします。

次回までに改めて各会派の意見をまとめていただくようお願いします。本日出席していない会派は事務局より本日の協議内容を報告の上、意見を伺うようお願いします。

次に、(3)行政視察のあり方の見直しについて議題といたしますが、まずは提案会派より、改めて検討項目について御説明を願います。

○そのべせいや委員 3点申し上げます。視察を、オンラインまたは近隣についても視察先と選定すべきではないかというのが1点目です。世田谷区では、今年も7月7日から10日、13日から17日で視察が予定されていますが、常任委員会で宿泊を伴う視察について、市役所、県庁等の会議室で説明を受けるだけで理解ができそうなものについては、オンライン会議が発達した現時点ではオンライン形式でも実施が可能であると考えております。特に前回の改正候補者男女均等法に基づく議会としての取組の議論で挙がっていたように、出産、ケアワークとの両立が立候補、議員活動の上での懸念事項となっていることから、宿泊を伴う視察への調整が難しいようなケースも増えており、私自身も昨年、子どもの状況を鑑みて宿泊を伴う視察を欠席いたしました。また、人口が現在首都圏に集中しており、世田谷区が参考にできるような事例は主に首都圏にあると考えております。そういったことを鑑みると、宿泊を伴わない日帰り視察、例えば横浜市などでも世田谷区よりも先進的な取組などを実施、川崎市などでも実施をしているケースもありますので、日帰りでも十分区民に還元ができるような視察ができるのではないかと考えております。

提案としましては、必ずしも新幹線、飛行機での移動とせず、近隣や日帰りも視察の選択肢として加えるのはいかがでしょうか。ということと、移動に困難を要する等の希望がある場合には、視察先自治体、議会事務局等の負担としない範囲でスマホ、タブレットでの簡易な中継で出席をするということについても、そういった希望が出た際に、都度、御検討いただければ幸いです。

次に、視察先についてですが、先ほども申し上げたとおり、行政視察で世田谷から行く際に、私自身の経験でいうと、やはり東海道新幹線に乗って大阪方面、関西の大都市に行く機会がとても多かったです。区議会議員を10年強勤めさせていただいた中で、やはり視察の日程ですとか、あるいは移動した後に参考になる自治体がどこにあるかなど考えると、やはり同様な自治体に年をまたいで何度か行くということもございましたが、現実的に世田谷が参考にできるのは5大都市圏になるということは私も同意しております。

一方で、今後オンラインですとか、近隣視察などで予算、回数を集約した上で、世田谷が本当に参考にできるような事例があるのであれば、国際都市、グローバル都市である東

京が参考にできるようなアジアの大都市、あるいは姉妹都市及び近隣都市をはじめとした国外のグローバル都市への視察といったものを選択肢に入れることで、日本・東京が置かれている現状への理解ですとか、あとは世田谷区民に還元ができることが実現ができるのではないかと考えております。まずは、アジアのグローバル都市ですとか、スマートシティというものを視察先の選択肢として加えるということはいかがでしょうかということをご提案させていただきます。

最後に、移動手段についてです。23区の現状を見ますと、新幹線はグリーン車、飛行機はビジネスクラスをともに利用しているのは世田谷区のみとなっております。23区の状況を区議会事務局の調査係の方に調べていただきましたが、グリーン車を利用しているのは千代田、中央、世田谷、北、足立、江戸川区、姉妹都市交流で全ての議員がビジネスクラスを利用しているのが新宿、世田谷、議長のみビジネスクラスが文京、台東、板橋、葛飾となっております。もっと遠くに視察に行くということを選択肢に入れるのであれば、区民から理解が得られやすいエコノミークラス、あるいはミドルコストキャリア、ローコストキャリアというものの活用も視野に入れて、その上で視察先を海外も含めて広く考えるということと同時に検討ができないかということで提案させていただきます。

○畠山晋一座長 提案の中に、姉妹都市交流の際の近隣自治体への視察や座席クラスとそのべさんがおっしゃっていましたがけれども、この内容ですけれども、前の姉妹都市交流事業における議員派遣のあり方についてという中で協議はしてありますので、その辺はひとつ御承知おきいただきたいと思います。お願いします。

引き続き、事務局より現状や実現に向けた課題等について説明を願います。

○水谷区議会事務局次長 皆様御存じのとおり、常任委員会の視察は2泊3日と1泊2日の行程を隔年で実施しております。視察先、視察内容につきましては、正副委員長案をお示しし、委員会で決定しています。2泊3日であれば4から5項目、1泊2日であれば2から3項目視察を行っております。今年度は2泊3日で実施し、予算は1人当たり12万円でした。なお、旅費の規定において特別車両、いわゆるグリーン車のある列車を利用する場合は、旅客運賃、座席指定料金のほか特別車両料金を支給できるとされており、この規定に基づいて各委員会とも基本的にはグリーン車を利用している状況です。

また、オンラインによる委員会視察につきましては、受入れ側が対応可能かにもよると思っております。事務局といたしましては、これまでオンラインによる委員会視察の申込みを受けたことは現時点ではございませんが、仮に依頼があった場合、機器の準備や通信

の不具合に備えた対応など、結構通常の視察よりも気を使うところもあるかなと。所管課もちょっと不安に思うかなといったところが課題だと認識しております。

あと、こちらから他自治体に行政視察を申し込む際には、宿泊の有無やその都市で食事を取るかどうかとか、そういったことを問われることも多々ございまして、地方の自治体としては実際に現地に滞在して町の様子を肌で感じてほしいですとか、地域経済の活性化に貢献してほしいとか、そのような思いもあるのではないかと認識してございます。

○畠山晋一座長 それでは、本件について御質疑がありましたら、どうぞ。

皆さん全員行かれていますので、それぞれに視察に対するお考えがあって、今ここではそんなに質疑がないというのは、今の一瞬で感じました。その皆さんに何か聞きたいことはありますか。

○たかじょう訓子委員 今の御提案については、会派でも資料を見せていただいて検討をしています。視察で座学ばかりで本当にとりわけという部分とかはよく上がっています。だったらオンラインでもというようなことも上がっていて非常に合理的かなと。海外というのも、それはせっかく行っても、その政令市だったりして世田谷区とは事情が違うから参考にはならないというケースもよく経験してきましたので、その部分は同感です。だから、海外も視野にとりわけというところについても議論したらいいんじゃないかなというふうに思っています。ただ、予算が問題だと思いますので、区民理解というところでどうなのかなというところがやっぱりあるんですね。だから、ここでちょっと韓国に視察に行くので来年はなしですねとか、そういうことも含めて検討していけば、実際に勉強になる、本当に生きた視察もあるんじゃないかという議論は今しているもので、その辺でどうなのかなと。

○畠山晋一座長 そういう意見だそうです。

○おのみずき委員 視察先について、アジアとか近隣の都市というところは個人的にはすごく行きたいなと思うんですけども、区もこれまでいろんな事業所管とかで諸外国から実際に視察を受け入れていることはすごく多いかなと思っただけで、特に韓国なんかはかなり高頻度に来て、いろんなものを、世田谷区のいろんな取組を視察して帰っていかれているのかなというふうに思うんです。事務局に伺いたいんですけども、そのときに生まれたつながりみたいなものとかを生かす余地があるのかというところがちょっと気になっていて、受け入れたときに、じゃ、次はうちのこんなところを見てくださいとかという話も恐らくあるんじゃないかなとは思っていたんですけども、そういった海外諸国あるいは都市とのつながりみたいなものは、今、世田谷区にどのぐらい、どういう形で蓄積

されているのか、もし分かれば教えてください。

○水谷区議会事務局次長 所管が区長部局のことになるので、我々は詳しく把握しておりません。ただ、おの委員がおっしゃったように、韓国の議員さんだとか、自治体の方が世田谷区に訪れて視察をすることが、二、三年に一度ぐらいの頻度であるかなというのは認識しております。その後どうつながっているかまでは、申し訳ございませんが、把握していないです。

○おのみずき委員 分かりました。この間、ホームワークビレッジとかにも韓国からいらっしゃったみたいな話も聞いていたので、それは私のほうでも調べてみたいと思います。

あと、これはそのべ委員に伺いたいんですけども、視察先で提案の部分にスマートシティというワードがちょっと目についたんです。結構アジアの、中国とかに関してはどこまでかというところはもちろんあると思うんですけども、ここに書かれている例えば東南アジアとかに関しては、結構アジア諸国のいろんなところは、日本の国際協力とかでスマート都市の形成だったりとかいろんな技術が入っていたりする部分が多いのかなとか思っていて、何を見に行くかだとは思うんですけども、事前に日本の技術はどこまで入っていて、我々は行った先で何を見に行くのかということについて、現状で何かお考えがあれば、どんなことを見に行くのかということについて、お考えがあれば伺いたいです。

○そのべせいや委員 東南アジア、あるいは発展を今まさにしている発展途上と言われる国については、置かれている状況が大きく異なる部分があると理解していますので、世田谷区がどこまでその状況の違いを、状況が違う中で参考にできるかという意味でいうと、正直なところ、区民理解も含めて難しい部分があるのではないかと個人的には感じているところです。

一方で、同様に東アジア、特に大都市圏、ソウルですとか、台北ですとか、あるいは上海の辺り、大変地価が高騰したり、住宅事情がある種狭くなったりですとか、日本と同様に少子高齢化が、合計特殊出生率が0.7になっているなど、かなり深刻な状況に日本を超えてなっているというような状況がありますので、そういった中で例えば韓国ソウルでペットを家族として迎え入れているような価値観ですとか、あるいは住宅事情の問題、なぜ対立が先鋭化しているかなどを見ることができれば、実際に町なかでどうなっているかなどを見ていったりすることで、世田谷区の置かれている少子高齢化などの課題につい

て解決のヒントが得られる部分、あるいはどこはもう諦める、どこは妥協するというところがでてくるのではないかと考えたところでした。

○中塚さちよ委員 提案者が事務局の方にお聞きしたいんですけども、この行政視察なんですけど、今区議会では年に1回というのが、4年の任期のうちの1年目3年目は2泊で、2年目、4年目は1泊となっていますけれども、ああいうのは、他自治体は皆さんそれぞれなのかなと思うんですけども、というのは、特別委員会とか常任でもあると思うんですけども、たまにフットワークよく、何か施設を建て替えているときだったら施設を見に行こうとか、あと自動運転バスとかに乗ってみるとか、ああいう非常に近場で、今まさに区がちょっと取り組んでいるものに関連するものをフットワークよく見に行く視察はとても有意義だなといつも思っていて、委員長さんとかが考えてくれたり、事務局でも考えてくれたりしているのかなと思うんですけども、確かに恒例行事みたいになってしまっているものに関してよその自治体はどういうふうに、やっぱり同じようにやっているのか、もし情報があれば。

○水谷区議会事務局次長 他の議会についての状況は把握してなくて申し訳ないんですけども、世田谷区議会の場合、1泊と2泊を交互に行っていることは、恐らく1泊2日の年はどちらかというとな近場の自治体、2泊3日の年はもうちょっと遠距離の自治体、それを使い分けているんだらうと認識しています。それと、やっぱり正副委員長会を通じてこのように取り扱いましようというような正副委員長同士の話し合いでお決めいただいていることですので、それを変えるということであれば、このような議会制度研究会などで話し合っただいて、それを議運なりで協議していただくことになろうかと思います。

○原田竜馬委員 今の話の続きで、1泊2日、2泊3日というのは、何か規則上決まっているものなのか、規則を変えないと変えられない話なのか、それとも正副の中で変えられる話なのかというのを教えていただきたいんですけど。

○高橋昭彦副座長 座長席を一時交替します。

○水谷区議会事務局次長 特に条例や規則で決まっていることではなく、区議会の中の申合わせというか、先例でございますので、特に何か議決をしなきゃ変えられないとか、そういうものではございません。

○原田竜馬委員 過去にこの常任委員会だけ1泊2日のところを2泊にしましたとか、日帰りしましたとか、そういうことはないんですか。

○水谷区議会事務局次長 私の記憶の限り、そういったことはなかったかなと思います。

足並みはそろえていたかなと思います。

○原田竜馬委員　ここから意見ぼくなってしまうんですけども、実は去年、私、姉妹都市のウィニペグに行った翌週に会派の視察で台北に行ってきたんですね。確かにさっきおっしゃられた12万円という予算よりは膨らんでしまったものの、それこそおっしゃられていたスマートシティー、デジタルだとか、あとはDV被害者支援だとかあり、様々なものを見て、簡単に比べられるものではないと思うんですけども、日本ではなかなか自分たちが持っていなかったような発想の転換をさせられるような場面もあったので、近隣都市というのはすごくあり得るんじゃないかなというふうに思っているんです。23区の自治体だとか近隣都市に行政視察みたいなのは、事例があるようなことは御存じでしょうか。

○水谷区議会事務局次長　視察といっても、制度上、委員の派遣と議員の派遣というのがございまして、例年7月に皆様が視察されるのは委員の派遣なんですね。会議規則でそう定められているんですけども、委員会で決定して、何月何日にこの都市に視察に行きたいですというものを議長に提出し、議長がそれを承認するといった手続が委員の派遣です。

一方で、今年度のウィニペグに議員団を派遣しましたけれども、あれは会議規則上、議員の派遣ということで、本会議での議決が必要になってきます。まず、その2種類がございまして。今のお話だと、委員の派遣なのかなと思うんですけども、ほかの区議会では委員派遣というよりも、議員の派遣で海外の視察に行かれているところはたしかあったかなと記憶しております。

○つるみけんご委員　基本的にルールとして決まっているのかどうかということをお話していただきたいんですけども、行政視察で、例えば1泊であろうが2泊であろうが、予算の問題は別として、近隣都市に行くことも、例えばアジアの近くのところに行くことも、どちらも規則とかで決まっていなくて行こうと思えば行ける、そういう理解でよろしいですか。

○水谷区議会事務局次長　委員の派遣にするのか、議員の派遣するのかという整理と、あとは予算措置がされているかといったところ。あとは、理事者も随行させるのであれば理事者とのスケジュール感だとか、そういったところの調整は必要になってくるかなとは思っています。

○畠山晋一座長　御意見はないですね。

それでは、本日出席していない会派から現時点で意見があれば、事務局よりお願いしますが、ないですよ。

○水谷区議会事務局次長 特にお預かりしておりません。

○畠山晋一座長 それでは、本件について本日の協議はここまでといたします。次回改めて協議いたしますので、本日の議論を踏まえて、各会派で意見をまとめてきていただきますようお願いいたします。

本日出席していない会派につきましては、事務局より本日の協議内容を報告の上、御意見を伺うようお願いいたします。

次に、3次回研究会についてですが、今回は事前に調整させていただいたとおり、4月15日水曜日午後1時から開催したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○畠山晋一座長 それでは、次回研究会は4月15日水曜日午後1時から開催することと決定いたしました。

なお、5月以降の日程につきましては、事前に皆様の御予定を確認して、次回まとめて決定したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○畠山晋一座長 それではそのようにさせていただきます。

そのほか何かございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○畠山晋一座長 以上で議会制度研究会を散会いたします。